

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の概要

法案の概要

- 再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。
- 買取に要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対して使用電力量に比例した賦課金(サーチャージ)の支払を請求することを認めるとともに、地域間でサーチャージの負担に不均衡が生じないように必要な措置を講ずる。

法案の措置内容の詳細

1. 買取対象

○太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気。

- ※風力については、小型の風力発電を含む。
- ※水力については、3万kW未満の中小水力を対象とする。
- ※バイオマスについては、紙パルプ等他の既存産業に影響がないものを対象とする。

○発電設備について、適正に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点を経済産業大臣が認定。

2. 買取義務の内容

○一般電気事業者等が、買取義務(買取に必要な接続・契約の締結に応じる義務)を負う。

○買取期間・価格については、それぞれ以下の点を勘案して、経済産業大臣が定める。

買取期間: 再生可能エネルギーの発電設備が設置されてから設備の更新が必要になるまでの標準的な期間

買取価格: 再生可能エネルギーの発電設備を設置し電気を供給する場合に通常必要となる発電コスト

※なお、制度開始時点においては、以下の買取価格と買取期間を定めることを想定している。

	太陽光発電以外	太陽光発電	
		住宅用	左記以外の事業所用、発電事業用等
買取価格	15~20円/kWhの範囲内で定める	当初は高い買取価格を設定。太陽光発電システムの価格低下に応じて、徐々に低減させる。	
買取期間	15~20年の範囲内で定める	10年	15~20年の範囲内で定める

3. 買取費用の負担方法

○買取に要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージの支払を請求することを認める。

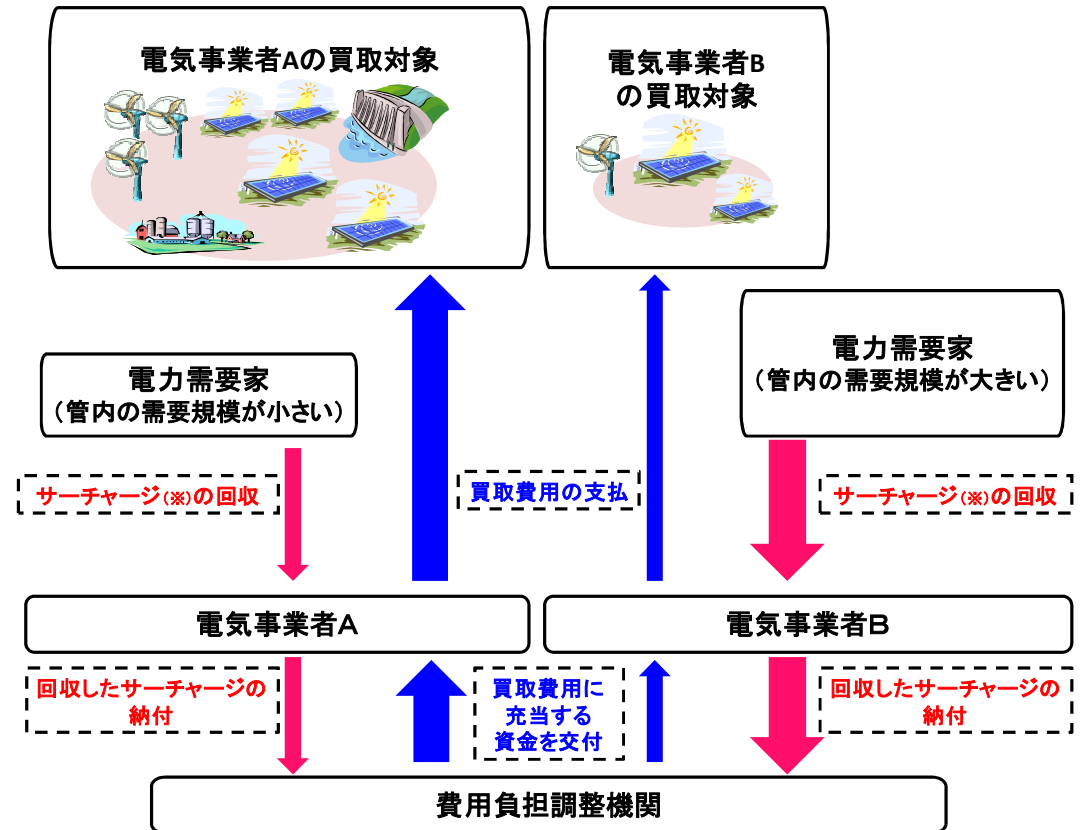
○地域間でサーチャージ単価が同額となるよう、サーチャージ単価は国が定めるとともに、各電気事業者の買取費用の負担の不均衡を解消するため、国が指定する費用負担調整機関を通じて調整を実施する。

4. その他

○電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)は廃止する。ただし、廃止に伴い既存発電設備の運転に影響が出ないように、必要な経過措置を講ずる。

○少なくとも3年ごとに、再生可能エネルギーの導入量、サーチャージの負担の与える影響(特に電力多消費産業への影響)等を勘案し、制度の見直しを行うとともに、2020年度を目途に廃止を含めた見直しを行う。

▼本法案の基本的なスキーム



※サーチャージ単価については、電気事業者によらず、全国均一。